

職員の処分について

令和 8 年 1 月 1 1 日（日）午後 6 時 5 2 分頃、自家用車運転中、青信号で益田市内の交差点を右折進行する際、横断歩道上の歩行者に衝突し転倒させ、相手方に全治約 6 カ月間を要する傷害を負わず交通事故を起こした職員に、本日付けて処分を行ったので、その概要を公表する。

1 処分概要

別紙のとおり

2 教育長コメント

今回、職員が起こした交通事故による被害者並びにご家族の方々に対し、心からお詫び申し上げます。併せて職員がこのような交通事故を起こし、市民の皆様に多大なるご迷惑をおかけしたことに對しまして、深くお詫び申し上げます。

益田市教育委員会職員に対しては二度とこうした事態を引き起こさないよう一人ひとりが全体の奉仕者として常に細心の注意を払い、交通事故を起こさないよう自覚して行動することを徹底して参ります。

職員の処分について

1 所 属

益田市教育委員会ひとづくり推進課

2 職 名

会計年度任用職員

3 年 代

70歳代

4 非違行為の概要

上記の会計年度任用職員は、令和8年1月11日（日）午後6時52分頃、自家用車運転中、青信号で益田市内の交差点を右折進行する際、横断歩道上の歩行者に衝突し転倒させ、相手方に全治約6カ月間を要する傷害を負わす交通事故を起こし、この事故により、令和8年7月31日に拘禁刑（執行猶予付）が確定した。

5 懲戒処分の内容

停職1月

6 処分年月日

令和8年9月16日

7 関連する管理監督者の処分

教育部長	管理責任	文書訓告
ひとづくり推進課長	管理責任	文書訓告
文化振興課長（前ひとづくり推進課長）	管理責任	口頭注意

8 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（信用失墜行為）」